

山形県水資源保全条例の概要

1 目的

水資源の保全に関し①施策の基本事項②水資源保全地域における土地の取引及び利用に関する手続きや措置について定め、水資源の保全に寄与することを目的とする。

2 基本理念

水資源は、「県民等の生活・経済活動に欠くことのできないもの」であり「本県の豊かな森林等の自然環境に支えられているもの」であることに鑑み、将来の世代に継承できるよう、森林等の水源涵養機能の維持のための取組みなど、水資源の保全を適切に行わなければならない。

3 県及び関係者の責務

【県の責務】

水資源の保全を図るための施策を総合的に推進する責務を有する。

【県民、事業者、土地所有者等の責務】

水資源の保全の重要性について理解を深め、県、市町村が実施する施策に協力する責務を有するほか、

- ・事業者…事業活動を行うにあたりその保全にも自ら努める。
- ・森林等の土地所有者等…その土地の利用にあたり森林等の水源涵養機能の維持にも配慮する。

4 市町村との連携

県は、市町村が行う水資源の保全に関する施策に協力するとともに、市町村に対して必要な協力を求める。

5 水資源保全総合計画の策定

知事は、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための「水資源保全総合計画」を策定する。

【内容】

- ・水資源の適正な利用、保全のための施策に関する事項
- ・森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
- ・水資源の保全のための適正な土地利用を図るための施策に関する事項
- ・上記3点について県民等の理解の促進を図るための施策に関する事項

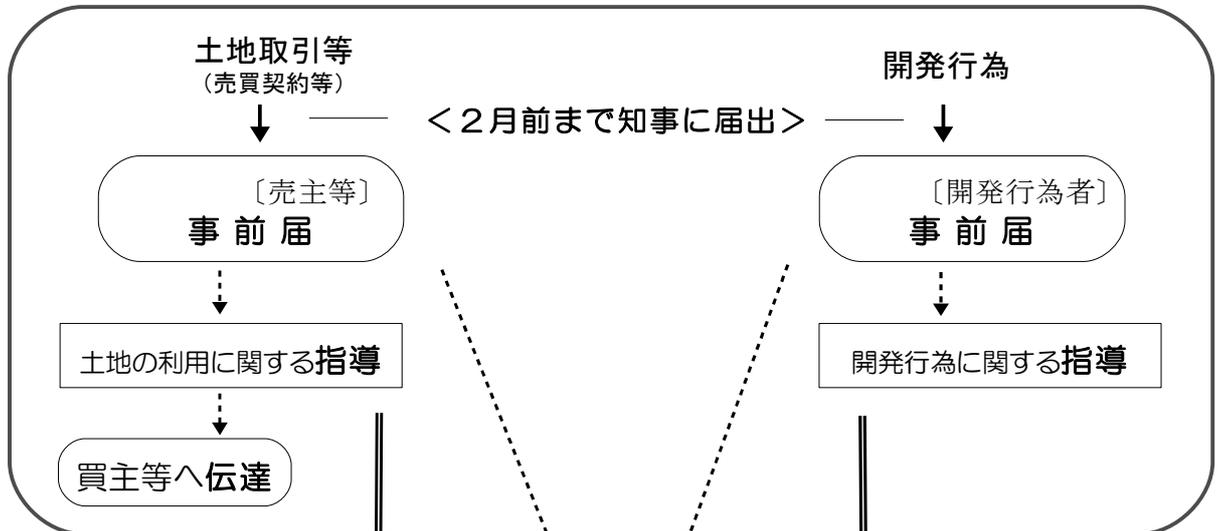
6 水資源保全地域の指定

知事は『水資源保全地域』を指定する。

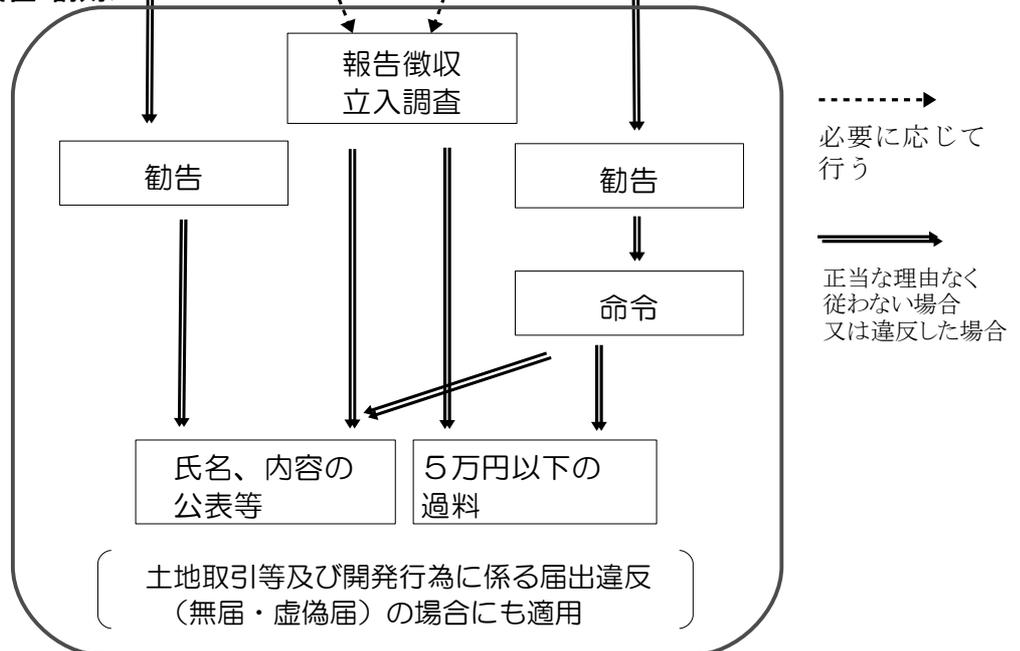
公共の用に供される水の取水地点とその周辺区域のうち適正な土地利用を図る必要がある区域を指定する。指定にあたっては、あらかじめ市町村長及び県環境審議会の意見を聴く。

7 水資源保全地域における土地取引及び土地利用の事前届出制度

<事前届出制度>



<実効性を確保するための措置・罰則>



8 市町村の条例との関係

市町村条例において、本条例と同等以上の規制制度及び実効性を確保する措置等を導入する場合は、7については適用しない。（市町村の条例に基づく制度を優先する。）

9 施行日

平成25年4月1日

ただし、7及び8については、平成25年10月1日